

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

認定申請書提出について

【はじめに：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは？】

通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、富浦なむや～館山航空隊を結ぶ「館山市内線」等）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。（ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる。この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる）

1. 今回申請について

これまで本協議会にて審議を行ってきた「チョイソコ南房総・館山」及び、主に館山市地域公共交通会議にて審議を行い、本協議会に報告をしてきた「館山市街地循環バス」について、いずれも実証を経て本格運行に移行することが決まり、かつ、フィーダー補助の要件を満たすと考えられることから、有利な財源を確保すべく、補助申請を行いたいと考えている。

また、法改正より令和7年度分より補助対象事業者が法定協議会のみとなるため、今年度より協議会名義で申請していく。

2. 手続きに関する概要

- ・今回は、令和6年度分（補助対象期間 R5.10～R6.9）に加え、令和5年度分（市街地循環バスの R5.6～R5.9 運行分）について申請を行う。
- ・申請に先立ち提出が必要となる「地域内フィーダー系統確保維持計画」について、本日の協議会で審議。
- ・内容に疑義や問題が無ければ、本日配布の計画案（認定申請書）を国に提出（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、秋以降に補助金交付申請書を提出する。

3. 計画への位置づけ

2つの事業いずれも、南房総・館山地域公共交通計画の施策事業に位置付けられており、機能分担の整理でも、「地域内路線」や「フィーダー交通」に定めている。

- ・施策事業3「地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）」
⇒チョイソコ南房総・館山
- ・施策事業5「フィーダー交通・補完交通の整備」
⇒館山市街地循環バス

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名 又 は 名 称	
南房総・館山地域公共交通活性化協議会	
住 所	千葉県館山市北条 1 1 4 5－
1	
代 表 者 氏 名	（会長選任後記載します）

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年〇〇月〇〇日

（名称）南房総・館山地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6年度南房総・館山地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
南房総市及び館山市内の公共交通は、人口減少・少子高齢化や自家用車での移動を前提としたライフスタイルへの変化等により、利用者の減少に歯止めがかからず、取り巻く状況は厳しさを増している。また、行政が公共交通の維持・確保のために負担する路線バス補助金等の財政支出が年々増大している状況にある。そのため生活圏をともにする南房総市及び館山市では、2市が連携し、効果的・効率的に公共交通の維持・確保に取り組むため、令和元年に合同の協議会を立ち上げ、利便性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目的とする南房総・館山地域公共交通計画を令和3年に策定した。 その計画の中で、「廃止代替バス路線の再編及び有効活用」や「フィーダー交通・補完交通の整備・活用促進」を施策に掲げ、当該エリアにおける公共交通の維持存続や更なる利便性向上を図るため、路線バス平群線エリアにおいては新たな交通システムや乗り継ぎ、車両の小型化などの実証運行を、館山市街地エリアでは既存バス路線ではアクセスが困難な市街地の商業施設等に行くための循環バス実証運行を実施した。その結果、いずれの事業も一定程度の効果が認められ、継続して運行していく必要があると判断されたため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス平群線エリアにおけるAIオンデマンド交通による予約型乗合送迎サービス及び館山市街地エリアにおける循環バス運行を行い、利便性向上を図るとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持存続に繋げる必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」 年間の1日当り乗車人数 7.0人/日 ②館山市街地循環バス 年間の1日当り乗車人数 50人/日、年間収支率10%以上
（2）事業の効果
①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」 本数の少なかった路線バスに変わり、ワゴン車両を使用した区域運行による予約制乗合送迎サービスを運行することで、県道沿線のみであった乗降場所を少しでも自宅近くに設置することができ、更には大型商業施設や病院、駅などに乗り換えせず移動できるなど、利用しやすい環境づくりにより当該地域住民の外出機会の創出や地域の活性化に寄与することが期待できる。 ②館山市街地循環バス 幹線バス路線を含めた地域内のバス路線は館山駅を起終点とするものが多く、かねてより「館山駅まで来ても、市役所や商業施設等、その先の目的地まで行くことができない」という市民の声が多数寄せられていた。館山市街地循環バスは、このような懸案を解決し、市街地の回遊性向上や魅力アップ、暮らしやすさの向上等への貢献が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・チラシの作成・配布（①②共通：南房総市、館山市、運行事業者） ・ホームページや広報等での周知（①②共通：南房総市、館山市、運行事業者） ・企画乗車券の検討・実施（①：南房総市、館山市、運行事業者） ・ネーミングライツや広告の積極的な募集（②：館山市、運行事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」 運行事業者に対し、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、南房総市、館山市が相応分を負担し支払う。 ②館山市街地循環バス 運行事業者に対し、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分について、館山市が全額を負担し支払う。※運行収入は館山市が運行事業者から収受する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南房総・館山地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
・運行事業者より運行に関する実績等を活性化協議会の事務局（市）に報告 ・運行事業者との打合せの実施 ・運行状況や実績について、活性化協議会で報告
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ①令和 3 年 8 月 10 日（令和 3 年度第 2 回）
南房総・館山地域公共交通計画策定について
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行計画について
館山市街地循環バス令和 3 年度実証運行計画について（報告）
- ②令和 3 年 11 月 18 日（令和 3 年度第 3 回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行について
- ③令和 4 年 3 月 22 日（令和 4 年度第 4 回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行の実績報告について
- ④令和 4 年 5 月 26 日（令和 4 年度第 1 回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画について
館山市街地循環バス令和 4 年度実証運行計画について（報告）
- ⑤令和 4 年 8 月 10 日（令和 4 年度第 2 回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行について
- ⑥令和 5 年 1 月 25 日（令和 4 年度第 3 回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画（R5）について
- ⑦令和 5 年 5 月 26 日（令和 5 年度第 1 回）
チョイソコ南房総・館山の実績報告及び今後の運行計画について
令和 6 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の
認定申請について
館山市街地循環バス本格運行について（報告）

※館山市街地循環バスについては、別途館山市地域公共交通会議にて審議を行っている。

21. 利用者等の意見の反映状況

南房総・館山地域公共交通計画の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を行ったほか、実証運行開始後は、利用者数の集計をはじめ、実際に乗車しての聞き取り調査（館山市街地循環バス）や利用者アンケート調査を実施した。
その集計結果や協議会の意見等を運行内容に反映するよう検討を行った。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市町村	南房総市総務部企画財政課、館山市総合政策部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社館山駅、一般社団法人千葉県バス協会、日東交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社館山支店、一般社団法人千葉県タクシー協会、南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車が組織する団体、安房土木事務所調整課、館山警察署交通課
運輸局	関東運輸局交通政策部交通企画課、関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	住民・利用者代表（南房総市 2 名、館山市 2 名） 安房道の駅連絡会会長、館山市社会福祉協議会事務局長、NPO 法人代表理事（学識経験者）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県館山市北条 1145-1

（所 属）南房総・館山地域公共交通活性化協議
会事務局

①に関する事

（氏 名）忍足 和浩

（電 話）0470-33-1001

（e-mail）kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp

②に関する事

（氏 名）大賀 智洋、山田 衛

（電 話）0470-22-3163

（e-mail）kikakuka@city.tateyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

6年度

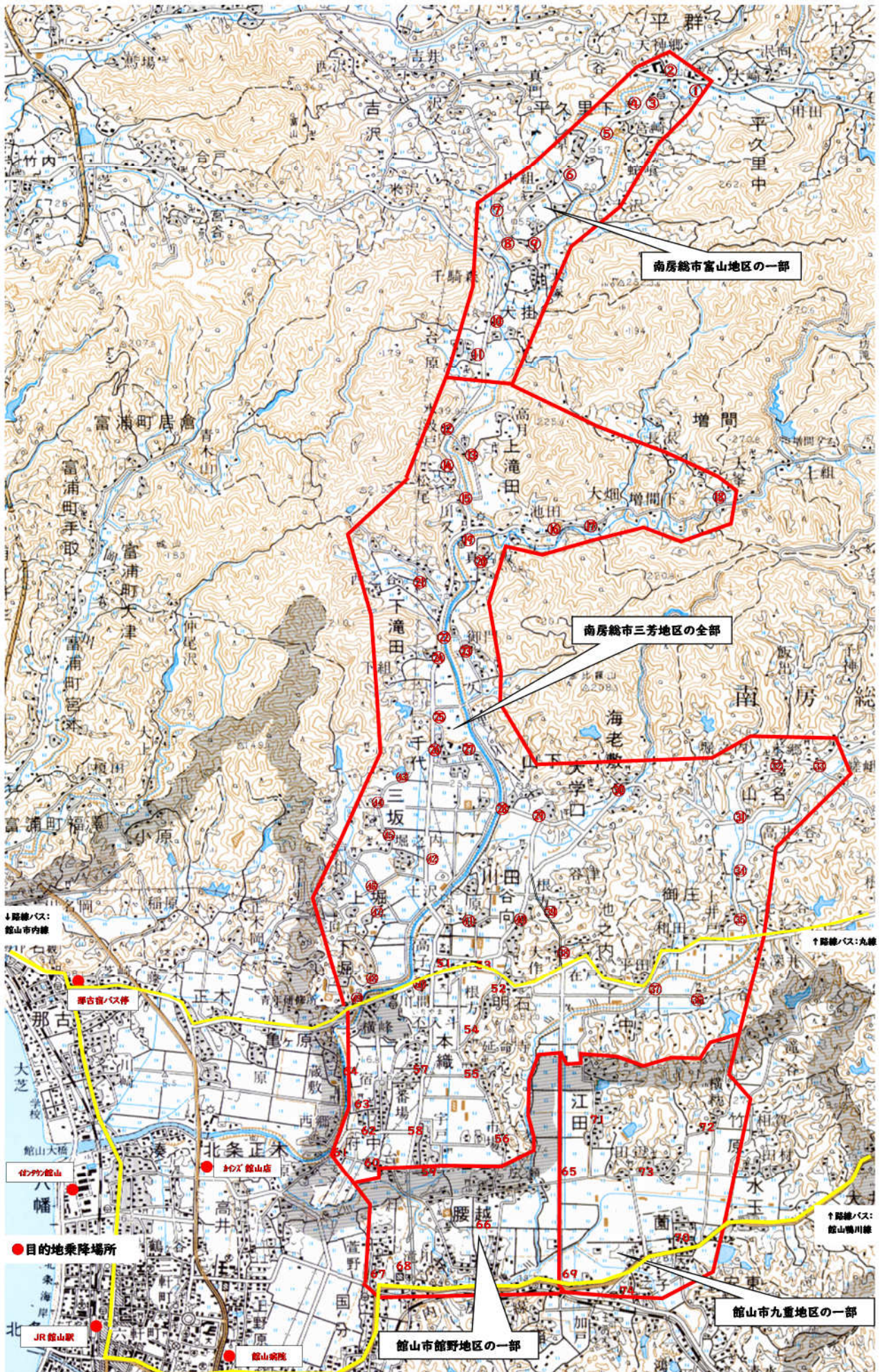
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
南房総市 館山市	鏡浦自動車(株)	(1) チョイソコ南房総・館 山		南房総・ 館山		往 km 復 km	247日	988回			区域運行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川線 と接続	①
	日東交通(株)	(2) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	カイン ズ 館山店	館山 駅 東口	11.11 km 循環	312日	1,872回			路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川線 と接続	①
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1（別添）運行系統の概要（チョイソコ南房総・館山の運行エリア）

エリア内乗降場所



【凡例】

(2) 市街地循環バス

【地域間幹線系統】

館山市内線

南房州本線

館山鴨川線

※館山駅東口で地域間幹線系統各路線と接続

館山ファミリークリニック館山

ヤマダデンキ

イオンタウン館山

カインズ館山店

ユニクロ

八幡神社

かつ波奈

カワチ薬品前

八幡神社前

ファミリーマート館山BP店・きんざ前

業務スーパー前

館山病院

南総文化ホール

北条病院前

中央公園前

銀座通り商店街

南町

ろうきん前

館山市役所

JA北条支店

館山駅西口

北条海岸

八幡海岸

渚銀座入口

館山駅

館山シーサイドホテル

館山駅東口

■ 館山駅東口	■ 北条病院前	■ 八幡海岸
■ 中央公園前	■ ファミリーマート館山 BP 店・きんざ前	■ 北条海岸
■ ろうきん前	■ カインズ館山店	■ 館山駅西口
■ 館山市役所	■ カワチ薬品前	■ 渚銀座入口
■ 業務スーパー前	■ 八幡神社前	■ 銀座通り商店街
■ 館山病院	■ 亀田ファミリークリニック館山	
■ 南総文化ホール	■ ヤマダデンキ	
■ 南町（裁判所前）	■ イオンタウン館山	■ 館山駅東口

市街地循環バス時刻表

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
■ 館山駅東口	9:00	10:20	11:35	12:40	14:35	15:40
■ 中央公園前	9:02	10:22	11:37	12:42	14:37	15:42
■ ろうきん前	9:03	10:23	11:38	12:43	14:38	15:43
■ 館山市役所	9:04	10:24	11:39	12:44	14:39	15:44
■ 業務スーパー前	9:06	10:26	11:41	12:46	14:41	15:46
■ 館山病院	9:09	10:29	11:44	12:49	14:44	15:49
■ 南総文化ホール	9:12	10:32	11:47	12:52	14:47	15:52
■ 南町（裁判所前）	9:15	10:35	11:50	12:55	14:50	15:55
■ 北条病院前	9:16	10:36	11:51	12:56	14:51	15:56
■ ファミリーマート館山 BP 店・きんざ前	9:18	10:38	11:53	12:58	14:53	15:58
■ カインズ館山店	9:24	10:44	11:59	13:04	14:59	16:04
■ カワチ薬品前	9:28	10:48	12:03	13:08	15:03	16:08
■ 八幡神社前	9:30	10:50	12:05	13:10	15:05	16:10
■ 亀田ファミリークリニック館山	9:34	10:54	12:09	13:14	15:09	16:14
■ ヤマダデンキ	9:36	10:56	12:11	13:16	15:11	16:16
■ イオンタウン館山	9:36	10:56	12:11	13:16	15:11	16:16
■ 八幡海岸	9:39	10:59	12:14	13:19	15:14	16:19
■ 北条海岸	9:40	11:00	12:15	13:20	15:15	16:20
■ 館山駅西口	9:42	11:02	12:17	13:22	15:17	16:22
■ 渚銀座入口	9:43	11:03	12:18	13:23	15:18	16:23
■ 銀座通り商店街	9:44	11:04	12:19	13:24	15:19	16:24
■ 館山駅東口	9:50	11:10	12:25	13:30	15:25	16:30
運 休 日	日曜日及び元日 ※亀田ファミリークリニックは休診日通過					
運 賃	おとな 現金 200 円・PayPay160 円 小学生 現金・PayPay100 円 未就学児無料 ※1 か月有効乗り放題バス（現金 2,000 円・PayPay1,600 円）を車内で販売 ※障害者手帳・ノーカーサポート優待証所持者は現金・PayPay とともに 100 円					



日東交通館山営業所
館山市総合政策部企画課

TEL 0470-22-0111 (8:20 ~ 16:50)
TEL 0470-22-3163 (平日 8:30 ~ 17:15)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南房総市・館山市
-------	----------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	66,815
交通不便地域等	80,984

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35,831人	南房総市内全域	過疎法第2条
45,153人	館山市内全域	半島振興法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南房総・館山地域公共交通計画	令和3年8月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5添付書類：人口集中地区以外の地区区分が分かる地図



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年〇〇月〇〇日

（名称）南房総・館山地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和 5 年度南房総・館山地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
南房総市及び館山市内の公共交通は、人口減少・少子高齢化や自家用車での移動を前提としたライフスタイルへの変化等により、利用者の減少に歯止めがかからず、取り巻く状況は厳しさを増している。また、行政が公共交通の維持・確保のために負担する路線バス補助金等の財政支出が年々増大している状況にある。そのため生活圏をともにする南房総市及び館山市では、2市が連携し、効果的・効率的に公共交通の維持・確保に取り組むため、令和元年に合同の協議会を立ち上げ、利便性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目的とする南房総・館山地域公共交通計画を令和 3 年に策定した。 その計画の中で、「フィーダー交通・補完交通の整備・活用促進」を施策に掲げ、当該エリアにおける公共交通の維持存続や更なる利便性向上を図るため、2市住民が集まる館山市街地エリアにおいて、既存バス路線でのアクセスが困難な市街地の商業施設等に行けるようにするための循環バス実証運行を実施した。その結果、一定程度の効果が認められ、継続して運行していく必要性があると判断されたため、地域公共交通確保維持事業により、館山市街地エリアにおける循環バス運行を行い、市街地の回遊性向上を図るとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持存続に繋げる必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
年間の 1 日当り乗車人数 50 人/日、年間収支率 10 %以上
（2）事業の効果
幹線バス路線を含めた地域内のバス路線は館山駅を起終点とするものが多く、かねてより「館山駅まで来ても、市役所や商業施設等、その先の目的地まで行くことができない」という市民の声が多数寄せられていた。館山市街地循環バスは、このような懸案を解決し、市街地の回遊性向上や魅力アップ、暮らしやすさの向上等への貢献が期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・チラシの作成・配布（館山市、運行事業者） ・ホームページや広報等での周知（南房総市、館山市、運行事業者） ・ネーミングライツや広告の積極的な募集（館山市、運行事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行事業者に対し、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分について、館山市が全額を負担し支払う。※運行収入は館山市が運行事業者から収受する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南房総・館山地域公共交通活性化協議会
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
・運行事業者より運行に関する実績等を活性化協議会の事務局（市）に報告 ・運行事業者との打合せの実施 ・運行状況や実績について、活性化協議会で報告
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
①令和3年8月10日（令和3年度第2回） 南房総・館山地域公共交通計画策定について 地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行計画について 館山市街地循環バス令和3年度実証運行計画について（報告） ②令和3年11月18日（令和3年度第3回） 地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行について ③令和4年3月22日（令和4年度第4回） 地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行の実績報告について ④令和4年5月26日（令和4年度第1回） 平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画について 館山市街地循環バス令和4年度実証運行計画について（報告） ⑤令和4年8月10日（令和4年度第2回） 平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行について ⑥令和5年1月25日（令和4年度第3回） 平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画（R5）について

⑦令和 5 年 5 月 26 日（令和 5 年度第 1 回）

チヨイソコ南房総・館山の実績報告及び今後の運行計画について
 令和 6 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の
 認定申請について
 館山市街地循環バス本格運行について（報告）

※館山市街地循環バスについては、別途館山市地域公共交通会議にて審議を行っている。

21. 利用者等の意見の反映状況

南房総・館山地域公共交通計画の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を行ったほか、実証運行開始後は、利用者数の集計をはじめ、実際に乗車しての聞き取り調査（館山市街地循環バス）や利用者アンケート調査を実施した。
 その集計結果や協議会の意見等を運行内容に反映するよう検討を行った。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市町村	南房総市総務部企画財政課、館山市総合政策部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社館山駅、一般社団法人千葉県バス協会、日東交通株式会社、ジェイアールバス関東株式会社館山支店、一般社団法人千葉県タクシー協会、南房総市及び館山市域内タクシー事業者代表、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車が組織する団体、安房土木事務所調整課、館山警察署交通課
運輸局	関東運輸局交通政策部交通企画課、関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	住民・利用者代表（南房総市 2 名、館山市 2 名） 安房道の駅連絡会会長、館山市社会福祉協議会事務局長、NPO 法人代表理事（学識経験者）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県館山市北条 1145-1

（所 属）南房総・館山地域公共交通活性化協議
会事務局

（氏 名）大賀 智洋、山田 衛

（電 話）0470-22-3163

（e-mail）kikakuka@city.tateyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
南房総市 館山市	日東交通(株)	(2) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	カインズ 館山店	館山 駅 東口	11.11 km 循環	105日	630回			路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川線 と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。